

審議会等議事概要

令和5年度 第2回滝川市いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

日 時	令和6年1月26日（金）9:54～11:10
開催場所	滝川市役所 3階 301・302会議室
出席者	会 長：田中教育長 委 員：上田景康委員、佐野博之委員、今野栄司委員、山本繁委員、 原修二委員、高原直樹委員、田上智章委員 事務局：諏佐部長、福田指導参事、佐藤課長、青木課長補佐、小西主査、大西主事
議 事	1 開 会 進行：佐藤課長 2 教育長挨拶 田中教育長 ・今年1月1日に発生した、令和6年能登半島地震の影響により、未だ多くの人が避難しております。被災地域の学校は活動を再開できず、二次避難として生まれ育った地域を離れて勉強する児童生徒もおります。特に受験を控えた生徒はとても大変な思いをされていると思いますが、どうか乗り越えてほしいです。本日の会議では、今年度の第2回いじめの把握のためのアンケート調査の結果について、様々な意見交換をしていただきたいと思います。本日はよろしくをお願いします。 3 議 題 進行：会長 （1）報 告 ①いじめの問題に関する児童生徒の実態把握に係る調査の概要と考察 ②滝川市いじめ防止基本方針改定について ③その他 ①について、小西主査より報告 質疑応答等 委員） ・昨年度まで新型コロナウイルス感染症の影響により学校訪問を中止していましたが、昨年7月から再開することができました。主任児童委員12名で、市内小・中学校9校を訪問しました。訪問の際に学校管理職から様々なお話を聞いたことで、どの学校においてもいじめ及び不登校、学力向上を課題としていることがわかりました。児童生徒が休日に遊んでいる様子から気づいた点など、地域の住民の声を主任児童委員として学校に伝えることができ、情報の共有にもつながったと感じました。来年度以降も続けていきたいと思っています。

委員)

- ・嫌な思いをした訴えがあった時点でいじめとして認知するいじめの積極的認知が実施されてから時間が経ちますが、今回のいじめの把握のためのアンケート調査の結果から滝川市もこの積極的認知ができるようになったと解釈できます。今回のいじめの把握のためのアンケート調査の結果から、いじめ認知件数の多さに驚く方も多いと思いますが、私は認知をしっかりとできた結果だと捉えております。「友達に悪口を言われる」「いたずらをされる」等の普段は把握できない些細な訴えもいじめの把握のためのアンケート調査から明確に把握することができます。これらの訴えに対し学校は認知をした上で、一件毎に対応を行うことが重要です。学校は児童生徒が集団生活を学ぶ場所ですので嫌な思いを全くしないことはあり得ないと考えています。また、嫌な思いをした経験から成長することもあると思います。児童生徒が嫌な思いをした事案について、いじめとして扱うのか判断が難しく教育現場で悩むことも多いです。そのため、判断の線引きを担任のみで行うのではなく校内のいじめ検討委員会で複数の教職員で行うことが必要だと考えています。

委員)

- ・教員や保護者に相談できない児童生徒のために、第三者機関の相談先としてこどもの人権SOSミニレターの活動に取り組んでおりますが、ここ数年はミニレターのやりとりが非常に少なくなっております。令和5年度では相談件数が当支局管内で2件、このうちいじめについての相談は0件でした。令和4年度は相談件数が3件、このうちいじめについての相談は2件でした。このことについて、児童生徒が教員や保護者に相談ができるようになった結果だと考えています。しかし、教員や保護者に相談できない児童生徒はいつの時代にもいると思いますので、この取り組みは続けていきたいと考えております。

人権相談について、令和5年度の相談件数は54件、令和4年度は58件と、数年前と比較してかなり少ない件数となっております。周知が足りなかったと反省し、人権相談が認知されるよう引き続き取り組んでいく必要があると感じております。

中学生人権作文コンテストについても応募数が年々減っております。今年は当支局管内全体で301編の応募があり、このうちいじめをテーマにしたものが37編でした。滝川市内の中学校3校では今年は181編、このうちいじめをテーマにしたものは19編でした。寄せられた作文の中に、過去に自分が経験したことや見たこと、今現在進行している事案を扱っている内容はありませんでした。いじめに対して自分がどう思ったかを綴った作文が寄せられました。

また、人権教室を人権擁護委員と共同で行っております。当支局管内全体では18校で実施し、50学級、1,178名の児童生徒に受講していただきました。滝川市内では、滝川市内の小学校6校中5校で実施し、18学級、4,186名の児童生徒に受講していただきました。各学校の要望に沿いながら人権教室を行っております。引き続きこの活動を続けて行きます。

委員)

- ・ 滝川市PTA連合会は、毎年11月にいじめ問題を取り扱った研究大会を行っております。昨年の研究大会ではSNSに潜むいじめと題して、北海道教育庁空知教育局の職員の方にお越しいただき、ご講話を頂きました。

SNSは児童生徒へ非常に定着しており、スマートフォンの普及率について、高校生は9割以上、中学生は8割以上、小学生は6割以上と非常に高くなっております。保護者はいじめやトラブルの発生を想定せずに児童生徒へスマートフォンを与えているかもしれませんが、スマートフォンを原因として多くの児童生徒がいじめや様々なトラブルに遭っている実態があります。スマートフォンとSNSのいじめの関係について、高い意識を持っていただきたいと思います。今後も滝川市PTA連合会ではSNSに関するいじめの話題を提供し、意識の醸成を図っていきたいと考えております。

いじめの把握のためのアンケート調査の結果から、いじめに発展するかもしれない事案を事前に認識できた成果が出たと確認できるので、いじめの積極的認知について、今後も継続していただきたいと思います。また、令和5年度11月の調査で中学1年生が今も嫌な思いをしていると回答した割合が高いですが、この学年の集団が進級後の変化が気になります。学年の集団の変化を追った表を作成していただき、いじめの対策の成果や重大事案につながるリスクの認知をしやすくしていただきたいと思います。

委員)

- ・ 認知したいじめ事案の中に、直接不登校に結び付いた事案があるかお聞きしたいです。

また、令和5年度11月の調査で今も嫌な思いをしていると回答した中学1年生の割合が非常に高いことが気になります。いじめの認知方法が変わったとしても、これだけ割合が突出しているので、問題が潜んでいるかもしれません。現在の中学1年生の状況についてお聞かせください。

そして、学校と地域があまり連携できていないように感じます。学校では、コミュニティスクールとして、地域の人たちも含め学校全体を盛り上げて支える取り組みをしているとお聞きしました。しかし、我々には実態が見えづらいです。新型コロナウイルス感染症拡大以降、学校と接する機会が減ってしまいました。協力が必要な際、より積極的に地域に声をかけていただきたいと思います。

事務局)

- ・ 友人とのトラブルにより数日学校に来れなくなり、関係の修復に時間を要した案件がありましたが、いじめが直接不登校につながった案件については確認しておりません。

令和5年11月の調査で、嫌な思いをしていると回答した中学1年生が突出している件について、令和3年度から中学1年生において同じような状況が続いております。このことは、中1ギャップの問題が大きく関わっていると考えま

す。滝川市内において、異なる小学校へ通っていた児童が、同じ中学校に通うことに抵抗を感じる児童が以前から多かったと捉えています。以前は中学校進学前に、同じ中学校へ通う予定の小学校6年生が集合して交流する機会を設けていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で昨年度までの3年間はそのような機会も減ってしまいました。その影響もあり、中1ギャップが解消できず、コミュニケーションもうまく取れずに嫌な思いする生徒がより多くなったと分析しております。

会長)

- ・学校と地域の連携はやはり難しい部分があります。地域と学校がお互いに負担になってしまうと続かないこともあります。学校が助けを少しずつ地域に求められるようになると、地域連携が生まれていくと思います。委員の皆様はどのように考えておられますでしょうか。

委員)

- ・私は学校と地域の連携の改善にあたって、情報共有の方法を考え直すべきだと思います。児童生徒の情報を得た上で、学校の抱える問題に適切に対応したい地域の方々の思いを実現するには、情報共有ができる場の設定を重視するべきだと思います。年1回程度の情報共有では不十分だと思いますので、情報共有の回数を増やすことで、より地域全体で児童生徒のサポートができる環境になると思います。教員と顔を合わせる機会が少ない点についても共感します。顔が見えて始めてお互いに意思疎通ができることもあると思いますので、このような交流も大切にしていきたいと思います。

委員)

- ・町内会と学校が連携を図りづらい原因の1つとして、町内会の方がコミュニティスクールの役員に加わっていないことが考えられます。校長及び教頭は離れた地域から異動して学校に就任することもあり、学校区における重要な人々を見つけにくい実態があります。そのため、教育委員会に所属する地域コーディネーターに、地域と学校の橋渡しをしていただき、町内会との連携を強化していただきたいと思います。

委員)

- ・コミュニティスクールに加わり学校と関わることも重要だと思いますが、形にとらわれずに学校が地域に情報を伝えることも必要だと感じます。交通安全の街頭指導の際にも、教員と我々が顔を合わせ、お互いに声をかけ合えるような環境を作っていただきたいと思います。

②について、小西主査より説明

質疑応答等

委員)

- ・「Ⅲいじめ防止等のための対策の内容」について、道徳教育の方針として今年度から新たに講師を招聘して行っている事業も記載するべきだと思います。
- ・「2.いじめの早期発見及びいじめの早期解消」の(3)について、「小学校3・4年生の35人学級による教職員の配置」は、今の現状から記載する必要はないと思います。

事務局)

- ・ご指摘いただいた点について、修正させていただきます。

委員)

- ・我々はこども児童家庭相談室として、家庭内の虐待防止に努めております。例年11月に、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンに取り組み、オレンジリボンをティッシュなどと併せて配布しておりました。今年度は北海道岩見沢児童相談所及び北海道中央児童相談所と共同で講演会を実施させていただき、100名程度の方にご参加いただきました。

また、児童館や学童保育に対しての取り組みもしており、そこでは嫌な思いをさせてしまう側の児童生徒の話題が多く出てきます。我々がサポートをしている家庭にそのような児童生徒がいることが多いです。可能な限り学校と一体となっていじめ案件に対応しております。

委員)

- ・教育施設の訪問を再開し、滝川市内の適応指導教室で授業の様子を見学させていただきました。見学させていただいた際は、4名の児童生徒を2名の指導者が対応されておりました。通所している児童生徒は各々の学習や活動をしていたので、その環境を2名で指導するのはとても大変だと感じました。指導者に欠員も出ているとお聞きしましたので、児童生徒に寄り添える環境づくりに向けてご対応をお願いいたします。

委員)

- ・昨年の10月、日本PTA北海道ブロック研究大会に参加しました。その中で行われていた分科会では、SNSや家庭内のスマートフォンの使用ルールをテーマとして討論が行われておりました。分科会を視聴したことで、守れる範囲のルールを立てている家庭が多いことが分かり、このことに保護者がSNSを利用していないことが関与していると感じました。SNSのいじめやトラブルが起きている以上、保護者がどの程度児童生徒のSNSの使用を管理していくのか、よく考える必要があると感じました。

	委員) ・令和３年に札幌市の生徒が自殺する事件がありました。この事件において最も反省しなければならない点は、被害生徒の訴えを教員は把握していたのにも関わらず、学校全体で共有できていなかった点です。スマートフォンの普及により想定しづらくなった児童生徒の行動を把握して、いじめの実態解明に繋げていくことが大切だと思います。情報化している時代に合わせて紙面のみで行われているいじめの調査方法についても改善するべきだと思います。 また、いじめの実態把握は児童生徒と教員の人間関係が成り立っていないと適切に行えません。人間関係が確立されていない場合、児童生徒は教員へ相談をしません。この点を踏まえて、適切な把握及び分析をどのように行うか考えていくべきだと思います。 いじめ認知の統計方法について、学年別の統計に注目するよりも、学年の集団を追跡して調査し、どのように集団が変化したかを捉えることが重要です。この変化の様子を、情報を精査しながら市民に伝えることができれば地域の住民も安心できると思います。 S N Sは児童生徒にとって人間関係を構成する重要な手段となりました。S N Sの利用の仕方について、道徳教科の中で考えさせるべきだと思います。道徳の教育課程は中学校卒業時まで終了するように構成されています。そのため、S N Sの利用の仕方についても小学校入学時から中学校卒業時まで徹底して指導していくべきだと考えます。中学生になったらスマートフォンを没収する話も耳にしますが、私はむしろスマートフォンを利用させながら利用の仕方について教育するべきだと考えます。 ③その他 特になし 4 連絡事項 特になし 5 閉 会
会議資料	会議次第